

葉山町教育委員会10月定例会会議録

- 1 開会年月日 令和3年10月20日(水)
- 2 開会場所 保育園・教育総合センター 会議室2
- 3 出席委員 教育長 稲垣一郎  
教育長職務代理者 小峰みち子  
委員 鈴木伸久  
委員 水沢 勉  
委員 下位勇一
- 4 出席職員 教育部長 田丸良一  
教育総務課長 虫賀和弘  
学校教育課長兼教育研究所長 瀧名恵美子  
生涯学習課長兼図書館長 中川禎久  
学校教育課指導主事 大黒貴文、松本美穂、羽生智香
- 5 議長 教育長 稲垣一郎
- 6 書記 教育部長 田丸良一
- 7 開会 午前10時00分
- 8 閉会 午前11時31分
- 9 次第 日程第1 前回会議録について(葉山町教育委員会9月定例会会議録)  
日程第2 教育長の報告事項について  
日程第3 報告第4号 教育長の専決事項(事務局等の職員の人事異動)について  
日程第4 報告第5号 教育長の事務代理に係る報告(令和3年度葉山町教育予算(一般会計補正予算(第4号)))について  
日程第5 その他

(開会宣言)

- 教育長) ただいまから葉山町教育委員会10月定例会を開会いたします。  
本会議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定による定足数に達しておりますので、有効に成立しております。  
時刻は10時ちょうどでございます。  
本日の定例会について、傍聴人が1名いることをご報告します。傍聴人の方は携帯電話の電源をお切りくださるようお願い申し上げます。  
本日の日程といたしましては、次第のとおりでございます。  
会議次第について、ご異議ございませんでしょうか。
- 委員全員) 異議なし。

教 育 長) ご異議なしと認めます。

なお、会議録作成上、質疑の際は挙手をしていただき、委員の名前を指名した後、発言をしていただくことになります。よろしくお願いします。また、質疑をされるときは、何についての質疑か明確にお願いをいたします。

(前回会議録について)

教 育 長) 日程第1「前回会議録について」を議題とします。

教育部長、説明をお願いいたします。

教 育 部 長) それでは、9月定例会につきましてご報告をいたします。

各委員の皆様には会議録を配付させていただいておりますので、内容については省略させていただきます。

なお、9月定例会は教育長及び教育委員の出席が5名、開会10時、閉会11時22分でございます。

以上です。

教 育 長) ご意見、ご異議はございませんか。

委 員 全 員) 異議なし。

教 育 長) ご異議なしと認めます。

以上、前回会議録については、原案のとおり承認されました。

(教育長の報告事項について)

教 育 長) 日程第2「教育長の報告事項について」を議題といたします。

お手元の教育長報告事項と題した別紙をご覧ください。記載事項3件でございます。

まず、10月1日(水曜日)に辞令交付を行いました。人事異動で2名、会計年度任用職員の採用で1名に辞令をお渡しをいたしました。異動については転入者1名、昇任が1名でございます。先ほどご挨拶のあったとおりですね。3名ともにですね、激励と、これからよろしくお願いしますということでお声かけをさせていただいたところですよ。

同日、校長会議も開催しておりますので、校長会議についてのところのお話を差し上げたいと思います。

まず、新型コロナウイルス感染症対策関係についてでございます。緊急事態宣言解除までの間のご対応にまず感謝を申し上げます。非常に長い期間でございましたので、学校、当然児童・生徒、保護者の方にも大変ご迷惑をかけたところではあると思っておりますけれども、葉山の中のところでは非常にいい形で、感染者も少なくですね、学校のほう、すごく大変だったと思っておりますけど、ここまで乗り切ってきたということというふうにご報告を申し上げます。

オンラインの授業については、今後の、あつてはならないんですけども、ないと

いいなと思っておりますが、第6波に備えて、いつでもオンライン授業ができるように準備をしておいてくださいということを申し上げております。

また、校内での一斉授業の講話であったりとか、町外、あるいは県外、世界とのオンライン授業等も視野に入れて、これからも常時活用していくようにということをお願いを申し上げてあります。議会でも少しお話を申し上げましたが、葉山中学校のほうでは11月になったところで、海外とつないでですね、少し、いわゆるSDGs系のところの、貧困含めたところの話題を何日か行うような形の企画も既に練られています。また詳細についてのところ、分かったところでお知らせを差し上げようと思っておりますので、よろしく願いいたします。

さらにですね、現在不登校、学校にうまく来れていない方々、そういう児童・生徒には今後もオンラインの授業を受けたいかどうかということ、しっかりと児童・生徒本人、それから保護者と確認を取りながら進めてくださいということもお願いを申し上げてあります。

教員については、取り残される方がいないように、今後もぜひお願いをしたいということ、これも申し上げております。通常授業に戻っておりますので、パソコンが特に苦手な方々、もういやということにならないようにという、そういうふうな趣旨でございます。

泊を伴う県外への修学旅行やキャンプについては、県内及び行き先の感染状況を勘案して、慎重に実施を検討してくださいということも申し上げております。今月はですね、もう小学校のほうの運動会等も実施の予定がされています。さらに、その後のところになると、キャンプ、1泊のキャンプ等もございまして、その辺のところについても考えてくださいねという趣旨でございます。

今申し上げたとおり、学校行事については感染予防をしっかり対策した上で、保護者等の感染対策もどのようにするかを検討し、実施をしてくださいということ、コロナ関係については以上のことを申し上げたところでございます。

小学校の、既に終わりましたが、日光への修学旅行、これは無事に実施できたことは非常によかったです。子どもたちも大変喜んでくれたということで、こちらのほうにもですね、保護者の方も非常によかったというところのお声を頂いているところもあるということを伺っております。

先ほど申したとおり、ないほうがいいですけれども、コロナの第6波というものが予測値のところですけども、2月というところになるのではないかという話があります。現在ですね、中学校の修学旅行、中学校3年生の修学旅行の予定を2月に延期をしています。その関係のところ、どういうふうな形になるのかということも、中学校にも今後のところ、予測を考えながらですね、どんな形にしていくかということもよく検討してくださいということをお話を申し上げているところです。

それでは、次の話題に参ります。第3回の定例会の令和2年度の決算総括質疑につ

いて、これは校長会のところで少しお話をしております。中身につきましては、南郷公園の管理、それから図書館の運用、体育館やプールについての質疑がされたというところについて、校長会で報告をしております。

続きまして、中学校の完全給食に係る今後のスケジュールについては、サウンディング調査によって実現可能である程度分かってまいりましたので、今後は詳細を詰めていくことで、恐らく提供開始は令和5年の4月ですかね、そのようになるだろうということをお話を申し上げております。12月の定例議会には詳細案を提示させていただきたいということも併せて報告をしております。

続いて、小・中一貫校の関係の周知についてお話を申し上げます。これはですね、校長先生、教頭先生、つまり管理職だけが分かっているという状態では、これから先に進捗化してまいらないということ。ぜひですね、全ての学校でしっかりと葉山の今後の教育の在り方、これは小・中一貫の9か年の一貫教育であること、これを事あるごとに学校の先生たちに説明をしっかりとさせていただいて、その理念というものも説明してくださいということをお伝えを申し上げます。

さらにですね、今の教育の最先端の在り方というものについて、管理職に、対象になるとは思いますけれども、県外の方々の、いわゆる有識者の方から、Zoomになるかもしれませんが、研修を行うこともお伝えをしております。

続いて、働き方改革のお話を差し上げてあります。4月から半年が経過して、月に45時間以上の残業時間の教員がタイムカードの導入によって明確になったというところでもあります。そういう中で、しっかりと指導をしてほしいということをお話をお話申し上げます。当該教員、45時間以上の残業時間がある先生たち、なぜそうなっているのかということ、それが要因が何であるのか、しっかりと管理職として把握をしてもらいたいというところのお願いをしております。その方に業務の集中があるとするならば、当然分散をかけなければならない。誰かに手伝ってもらいなり、そこをしっかりとですね、まず理解を管理職がしていくということは重要だということ。部活動だから仕方がないという論理は、もう既に全ての学校の中ではないというふうに考えていますので、部活だから当たり前で仕方がないんだというところを言い訳にしないようにというところのお話も差し上げています。

学校の教員のところでは、なぜかですね、これが一番ある意味では私も管理職やっていると一番困ったことですが、学校にかなりいるという方がいらっしゃるんですよ。朝早く来て、一番遅くまで学校にいて、土曜日でも日曜日でもいらっしゃるんです。これ昔からそういう先生いらっしゃるんですね。本当に仕事しているのかというと、そうでない方がいらっしゃるの、そういう方はですね、それこそどういう理由であるのか、さらに言うならば、自分のライフワークバランス等々のところをしっかりと考えていただかなきゃならないですし、場合によってはメンタル的な問題もあるかもしれませんので、そこもしっかりと管理職として理解をしてください、指

導・助言をしてくださいというお話も差し上げているところです。

さらにですね、働き方改革のところのもう一つの、ただタイムカードで時間を把握するだけではなくて、いわゆるメンタルヘルスのチェックについても全校で行っているところです。なかなかですね、メンタルヘルスチェックを自ら行わない教員がまだいるようです。慣れていかないとパーセンテージ、実施率のパーセンテージ上がっていかないんですが、これ 100%にさせていただきなきゃやっぱり困るんですね。どうしてもやりたくない方に限って、メンタル的な部分のところでも本当にお困りの方もいらっしゃると思いますので、ぜひですね、これは受けてくださいというところのご指導もお願いをしたところです。先ほど申したとおり、本人が気がつかないところでメンタルがやられているということも、往々にしてこれまでの経験値としてもありますので、ご注意くださいということも併せてお話をさせていただいております。

続きまして、いじめとG I G Aの関係についてお話を差し上げました。町田市で起きたいじめにG I G Aの端末の設定が関係していたこと、これはご承知であり、この前のときにもお話が少し出たと思いますが、葉山町の設定では基本的にあり得ないこと、つまり、葉山のところでG I G Aで配っている設定の中では、チャット等の機能、そういうものは全て止めています。そういうことということはまず理解をしてくださいということですね。ただし、児童・生徒は本人所有のスマートフォンなどでいつでもSNSに参加できてしまうということも一方理解をしてもらって、G I G AやICTにその要因を求めるだけではなくて、いじめという事象についてしっかりと教員が理解をする。どの学校でもその芽はあるんだということ、そういうことも理解をしていくことが必要だよということもお話をしております。週刊誌に載ってることなので、全てがそれが正しい情報であるということではないですけれども、ただ、学校側に今回の件、報道されている部分では、学校側に相当の瑕疵がありそうだということだけは見えています。そういう中で、全ての教員がやはりいじめの事実というものがあったということが共有されていないような感じがある、そういうところに問題があるんだということも申し上げております。仮に学校の中でいじめ要因が起きたときに、その担任と学年と管理職だけで対応しているだけでは、やはりいじめはなくなってまいりません。全職員がしっかりと共有をして、どんなことをしていけばいいのかということも含めてですね、学校の全ての問題として考えていくということが非常に重要なんだということも申し上げてあります。

さらにですね、起きてはならないわけですが、事故・不祥事が起きた際の管理職としての初動、一番最初にどんな動きをするのか、そして組織的な動きをあらかじめ想定して、校内の体制や教育委員会との連携をどうしていくのかも改めて具体的な指示をさせていただきました。葉山はですね、非常にある意味ではこれまでも事故・不祥事も少ない地域です。ですので、管理職になって事故・不祥事に直接対応する先生たち、管理職の方々が実際に対応したことがある、経験がある方が多いわけで

はないんですね。幸せなことです。ただ、起きたときにはどうするのかというところのあらかじめ想定は、やはりしておくべきだと思いますので、そんな話もさせていただいたというところですよ。

校長会議のところでも最後に申し上げたのは、そんな季節になってまいりましたが、次年度の人事についてお話を申し上げております。令和7年度に、何回も申し上げておりますが、小・中一貫校を分離型で始めるということをご想定しながらですね、人事を活発に、また円滑に動かす校長としての考え方をぜひ持ってもらいたいということや、異動をしてもらい、異動させることで当該教員の人材育成につながっていくんだよというところ、ここも想定しながら人事に向かってくださいということをお話を申し上げました。

以上、大分雑駁ではございますけれども、校長会議についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、令和3年度第3回定例会、議会のほうについてお話をさせていただきます。日にちを追ってお話をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

先ほど申し上げました統括質疑の後ですけれども、9月24日（金曜日）に決算特別委員会の教育費についての委員会質疑が行われています。決算書に基づいて丁寧に議員の質疑に各課よりお答えをさせていただいたところです。そこで町長・教育長への質疑に残った項目について、9月29日（水曜日）に質疑が、町長・教育長質問ということで行われています。教育に係る質疑については以下の3つの項目が挙げられました。1つ目は公園の在り方について、2つ目は専属の図書館長の配置について、3つ目は町営プールと体育館の新設について、この3つが挙げられています。

そのうちのまず1つ目の項目、公園のところですが、改元奉祝事業ということで、ちょうど元号が変わったとき、そのときにですね、南郷上ノ山公園に建設した東屋と植樹した樹木の管理について、関係する部署と連携を図るべきであるというところの指摘を最終的に頂いています。私がいる頃ではなく、返町元教育長のときに行われたと思いますけれども、ちょうど南郷上ノ山公園のところに東屋があって、その管理をしっかりとしろというお話で指摘を頂いたというところで承知しております。これについてはですね、私のほうから、関係部署である政策部や都市部と連携を図りながら、管理をしっかりとさせていただくと、委員会の際にも申し上げたところです。

また、南郷上ノ山公園内の駐車場の有料化については、事前に議会と協議、これもしっかりとやってくれというお話でしたので、これもそのとおりだということでお話をしております。さらに、多くの町民が利用できる体育施設の新設について、これについても具体的な検討を早く開始しなさいというお話がございました。これ、あくまでも要望という形になるのかもしれませんが、こちらのほうとしてもしっかりと検討をさせていただくような形に進めればいいかなというふうに思っております。それから、町長のほうからも様々な答弁がございましたので、そこを受けた形での動

きになるかというふうに思っております。

なおですね、図書館の専属館長の配置につきましては、教育委員会としても図書館の在り方に鑑みてもですね、専属の館長を配置をしてもらいたいということを、委員会の場で教育長として町長のほうにも要望をさせていただいたところでございます。

日にち変わりました、9月30日（木曜日）に、教育民生常任委員会が開催されています。所管事務について、学校の交通安全関係で、過去の学校での交通事故の死亡事故についての報告をさせていただいております。葉山中学校で起きた件でございますが、議会定例会の昭和58年12月9日の議事録でのみ、その事案が今でも見れるところです。ほかのものにつきましては、残念ながら公文書の関係、既に文書保管年限を超えておまして、これのみでしか事実の推定はできないということになっています。現在の葉山中学校では、PTAの運営委員会で、これは7月の段階、既に6定が終わった後のところでの葉山中学校の運営委員会、このところで自転車通学等について議題として話がされているところをご報告を差し上げたところです。その中の、運営委員会の中の議論ですけれども、葉山中学校に通ってる生徒さんたち、トンネルですとか自転車の専用の道路が確保できないというところがどうしてもあるというところございまして、自転車通学の安全を担保できないという意見が出たということは伺っております。南郷中学につきましては、通行できる道路の指定やヘルメットの着用等、生徒にしっかりとルール説明も丁寧にこれまでも繰り返してきているので、保護者の方々からは不安の声は上がっていないということを報告をさせていただいております。

次に、中学校の完全給食実施のためのサウンディング調査の報告をさせていただきました。実施の具体案につきましては、12月の議会でも差し上げることになること、さらには、地域や町民の方々への丁寧な説明をさせていただくということでお話をいたしております。

日にち変わりました、10月11日（月曜日）から13日（水曜日）まで、本会議の一般質問がございました。たくさん質問をしていただいたところ、答弁もさせていただきましたが、項目だけお話をしておきますと、先ほど申した中学校給食の実施について、それからSDGsの4項目めの、「質の高い教育をみんなに」について、さらに第三次葉山町教育総合プランで、「開放的、進取の気性に富んだ教育」について、さらにICTによる教育システムの改革について、それから南郷上ノ山公園のドッグランの修理について、それから南郷上ノ山公園の駐車場について、それから児童・生徒の通学路の安全確保について、それから最後に図書館のベンチの設置についてなどの質問がされております。

中学校の完全給食提供事業、南郷上ノ山公園の駐車場の課題については、今後さらに詳細を事業化として詰めてまいります。加えて、丁寧に議会並びに学校や地域…地域の町民の方々に説明をしていく必要があるものと教育委員会としては認識をしてい

ます。また、9月補正予算として、各学校の非常勤用で不足していたPC並びに故障対応の予備機の購入、各校での職員室や特別教室用のパーテーションの購入、これはコロナ対策です。中学校における昇降口等に設置予定のサーマルカメラの購入、生涯学習施設として、図書館、南郷上ノ山公園、しおさい公園内のトイレの自動水栓、手洗いの自動水栓、自動化の機器の購入、それから非接触型検温消毒噴霧器の購入について、議会での承認を頂きました。今後入札を含めて、できるだけ早く整備をさせていただくことになりました。財源については、国庫の地方創生臨時交付金を充てます。詳細については本日の日程第4でまた報告をさせていただければというふうに思います。

以上で教育長からの報告を終わります。

ご質疑等ございますでしょうか。鈴木委員、お願いします。

鈴木委員) 今、GIGAの話があったように、タブレットの件なんですけど。下位委員が前回の定例会のときにいろいろ問題があるかもというご指摘があって、私もちょっと聞いてみたんですけど。インターネット関係でね、タブレットじゃなくてスマホでやる分については、スマホ自体は家庭が持たせてるわけですね。だから、家庭に大きな問題があると。ちゃんと管理をしないことに対してね。ただ、このタブレットということになると、これは学校側の問題になるので、これはいろいろ聞いてみるとかなり問題かなと。特にパスワードの件、下位委員が触れてたけど、ここをきちっとできてなきゃ意味がないんだ、この辺どういうふうに考えてる。

教育長) 学校教育課、回答よろしいですか。

学校教育課長) パスワードについては、町田の案件だと1、2、3、4という簡単な数字の羅列だったと聞いています。葉山の場合はランダムに推測ができない形の番号を設定して、個々にお伝えをしている状況なので、そういった意味ではセキュリティーは担保できてると考えております。ただ、これから先の管理については、いちごっこ的なところもありますので、最新のセキュリティーを担保しつつ、認証の方法等に対して私たちが乗り遅れないように、常に気を張りながら管理していきたいと考えております。

鈴木委員) そのとおりだと思うんだけど、やっぱり、要するに必ずこういう場合後手に回るんだよね。物が問題になってから修正すると。下位委員も多分心配してると思う。これどういうふうなものを具体的にやっていかなきゃいけないか、それちょっと下位委員に一回聞きたいなと思います。

教育長) 下位委員、よろしくお願いします。

下位委員) 例えばウイルスですとか、不特定多数の端末に対しての攻撃を全世界からしてくるというような外部的な要因、あとは子どもたちが使っていく中で、子ども同士、町田の場合はなりすましという事案があったわけなんですけども、そういった問題。小学1年生から中学3年生までおりますので、その学齢に応じたパスワードのつけ方などを研究していかなきゃいけないだろうと思っています。今、葉山町の場合は8桁のラ



ランダムな数字をパスワードとして使っています。それを初めて端末を渡すときに紙に印刷したものを子どもに配っています。その紙の管理に困ってる子とか、1年生の子どもが果たして8桁のパスワードをずっと覚えていられるのかとか、いろいろ問題はあったんですが、1年間やってみて、幾つかまた見えてくる部分があるので、セキュリティを厳しくできるものに関してはもっと厳しくしていくべきでしょうし、逆にある程度低学年に関しては子どもたちが使いやすいような方法を考えていく必要もあるのかなと思います。

もう一つだけ。今、鈴木委員がおっしゃった、学校が渡している端末を子どもが使って何か危険な目に、例えばSNSをやるとか、ユーチューブで危険な動画を見るとか、いろいろ想定はされるんですけども、それに関して年度当初の時点ではやらないほうがいいと思っているものは全てできない状態になってはいます。ただ、ユーチューブに関しては学校の希望もあって、今は見られる状態にしてありますので、そのユーチューブで何を見るかというのは、どうしても子ども自身の判断になってしまう部分もあります。、年齢フィルターによる制限はかけていますが、学校の意見を聞きながら、さらに制限をする必要があるのであれば、今後検討を進める必要があると思っております。

最後に、鈴木委員がおっしゃった、後手後手に回るといふところなんですけれども、もうこれはおっしゃるとおりですね、何か事件が起こったから、じゃあ、これを止めようとかという話になることが非常に多いので、そうならないように、なるべく予測をしながら、あとは学校の先生方の意見を聞きながら、早めに制限できるものは制限かけていくという方針にしていけないといけないんじゃないかなというふうには思っております。

教 育 長) 鈴木委員、お願いします。

鈴木委員) 現状、問題が起きてるといふことはないね。

教 育 長) 学校教育課長。

学校教育課長) GIGAスクール関連で取り入れたタブレットに関しては今のところ問題は発生しておりません。ただ、個人が持つてるスマホの使い方については、例えば子どもたち同士がスマホを使ったトラブルとして問題行動等調査で、中学校のいじめの案件の中にSNSを活用したいじめの報告が数件上がってきている現状があります。そちらについて、情報モラル教育で、学校教育のほうから投げかける部分と、委員がおっしゃった家庭教育の部分と両輪でやっていかなきゃいけないかなというふうには思っています。

鈴木委員) 今、濱名課長の言うとおりの、僕が心配しているのは、うちが支給してるタブレットで問題が起きるようなサイトに行かれるのが一番、うちのほうとして何でロックがかからないんだという部分で、それから問題があるんだしたら、それは早急に手当てをするべきだという意見が出るのは当たり前でね、学校が与えてるものだから。

濱名課長が言うように、要するにスマホで自分でやる分についてはね、いいとは言わないし、学校も教育していかなくちゃいけない。それは家庭の問題。問題があるなんてことは、もう家庭では十分分かってるはず。それはやっぱり家庭がコントロールできないというのは家庭に問題がある。それだからほっといていいよということじゃないよ。もちろん学校側としてはできるだけそういうことを教育していかなくちゃいけないけど。要するに、個人的なものは個人的なもので、主体は8割から9割は自宅の問題。

ただ、タブレットになってくるとね、下位委員が言われたように、これ、ロックをかけなくちゃいけないのが外せるようになってくるとかね、そういうことは絶対ないよにね。やっぱりユーチューブ見て、いろんなサイトがあるのは僕も承知してるんでね、そういうところになってくると、学校の機材で問題が起きるといえるのは、もう絶対避けなくちゃいけない。そのためにはもう徹底したロックをかける。下位委員のそういうふうな意見も聞きながら、問題がありそうな場合は、もう徹底的にそれを排除していくと。極端に言ったら、もう持って帰っちゃいけないぐらいの判断をしなくちゃいけない状態になるようなことがないようにね、やっぱりそこは今のうちに徹底してやってほしいなということで、これはお願いをして。僕は細かく分からないんでね、下位委員が言われたようなことを着実にやっぱりやってかないと。だから、渡したらもう問題が出るまでほっといていいやということじゃなくて、そういうのを逐一教員は参考にしながら、学校長が判断をして、専門の人と相談をして、そこを削除していく、それを入れないようにしていくということはずいぶんお願いをしたい。よろしくお願いします。

教 育 長) タブレット系の問題は、少し補足をしておきますが、下位委員がおっしゃったとおりで、学齢に応じた形のパスワード設定であるとか、それからフィルタリングの考え方というのをやはり持たざるを得ないというふうには思っています。今年1年はですね、使わせるというところが先行していますので、慣れるためのところで、パスワードも一旦お配りをして、1年間そのままの形ということになっていますけれども、場合によってはこれから先のところで、使うことがもう当たり前になっていった状態の中のところで、フィルターについてもどうしていくのか、あるいは、パスワードについては現在は変更させていませんが、学年が上がった段階のところでは当然パスワードは変更せざるを得ないと思っていますし、私たちが行政で使ってるパソコンもそうですけれども、パスワードについては一定の、1年ではなくて、半年ごとに1回は変えていく。あるいは、これはシステムの中の問題ですけれども、高学年になった場合には、場合によっては自らパスワードを変えるシステムというのを導入せざるを得ないかもしれないですね。そんな形で、人が入ってこれないというところの機械的な部分、システム的な担保をしていく必要もあるかと思えます。

それから、フィルタリングについてのところ、特にユーチューブについては、非常

にユーチューブはかつてと違って自社としての、いわゆるセキュリティーもそうですが、見せていいもの、見せて悪いものについてを自社の中で非常に制御をかけています。一般の関係ないユーチューバーと言われるような人たちだけではなくて、一般の誰でもユーチューブに載せられる、掲載ができますけれども、特に著作権の問題ですとか、その辺の関係は非常にチェックが厳しくなっていて、勝手なことをやってるとですね、あつという間に一般には見せない形で制御をかけるとか、いろんなことをユーチューブ自体がやっているというところですね。ユーチューブ自体、どこの会社がやってるかというところ、ご承知だと思いますが、グーグルがやっていますので、比較的、非常にマーケティング、それからどんなところをどんなふうに見てるかの、全世界のものというのをしっかりとした形で収集をしながら行っていますので、制御は非常に早いですね。

それから、今日のニュースでもありましたが、今、一番問題になっているのはヤフーというところのコメント欄が非常に問題が大きいと言われていています。いわゆる誹謗中傷をどんどん書き込んでしまうことによっていじめが増大されていったり、あるいは対大人に対しての被害自死を生んでしまうような暴言が書かれたりすることも多々あるわけですが、ヤフーについても自社での制御を明確にかけるという表明をしましたので、インターネットの世界は子どもたちが使うようになったG I G Aのところまで全員が使うようになったということで、しっかりとした会社側、提供している会社側が自らしっかりと制御をかける方向性に移ってきているというところは、非常に学校にとってはありがたいところです。ただ、鈴木委員が言われたとおり、後手に回らないように、学校が提供しているものに関してはしっかりと学校の中で物の考え方、整理しながら、セキュリティーのポリシーをまたつくっていくということが必要だというふうには考えておりますので、また今後のところでも必要があればまたご報告をさせていただきたいと思っております。少し補足をさせていただきました。

ほかいかがでしょうか。小峰委員、お願いします。

小峰委員) 先ほど教育長の校長会でのお話の中に、オンライン授業を今後にも備えてもっときちんと整備するよというお話をされたということなんですが、教育長がお考えになっているそのオンライン授業のレベルといえればよいのでしょうか、どのようなもの、あるいは教育委員会としてそれぞれの学校でこの程度のものはきちっと用意してほしいというものがあつたら教えていただきたいというのが一つです。

それともう一つは、不登校児童・生徒のオンラインの授業が継続可能なようなシステムをつくっておくよということも伺ったんですけども、今現在不登校の児童・生徒のオンラインの授業をどのように提供しているのか、また、今後不登校児童・生徒に対してオンラインの授業をどのような形で配信できるシステムをつくっていくのかということも伺えたらと思います。それがまずオンライン授業についてです。

それからもう一つは、運動会の実施の形態について、行事予定の一覧の中に書かれ

ていますし、先ほど読ませていただいた、葉山小学校の学校だよりははかかなり詳しく、午前中の開催とか、学年を分けてやるのかということが書いてあるんですけども、ほかの学校についても、もしどんな日程でやるのかとか、昼食をどうするか、あるいは保護者の参観をどのように制限しているのかなども伺えたらと思います。

それから、先ほど子どもたちが運動会の練習してる様子は見たんですけど、マスクをつけたりつけなかったりしているんですけども、これだけ感染者が激減してきたから、学校もかなり子どもたちに対してはその辺は大目に見ているのかどうか、今、教育委員会で把握してる、子どもたちに対してそういう運動をするときにかなり配慮して、マスクの着用を緩めているのかどうかなども併せて伺いたいと思います。

それともう一つ、学校関連で伺っているのか、また後で質問したほうがいいのか分からないんですけども、今年民間施設を使用した水泳指導が行われたんですけども、その評価や今後どのようにしていくかというようなことが今の時点でお分かりになっていたら、そのことも伺いたいと思うんです。これは後のその他のところで伺ったほうがよろしいでしょうかね。

教 育 長) 併せて…。

小 峰 委 員) 取りあえずは、今、大きく分けて3項目です。質問です。

教 育 長) 3つの項目で一番最初のところは、教育長としてどうでしょうかという話がありましたので、私とそれから学校教育課、両方でお答えをさせていただきます。

まず、オンライン授業ですけれども、そもそもコロナというものがないという想定の中で、文部科学省がGIGAスクール構想を練っていたときにはですね、どんなことを想定していたのかというと、自宅に持って帰って、そこで学校と授業を行うということを想定してたわけじゃないんですね。そうではなくて、学校の中、一人一人に、児童・生徒のところにタブレットなりのパソコンが行き、そのパソコンを使いながら教員、あるいは外の違うクラスの子たちだったりとか、いろんなところでの校内のレベル、あるいは先ほど申したとおり、探求的な授業を行っていく中で、学校においでいただかなくても、同じ町に住んでいても、その方のご自宅と学校をつなぐですとか、そういう形でのオンライン授業というものがもともと想定されていました。それがコロナになって、学校に来れないという状況の中で、学校の授業を配信しようという形に変わっていていますね。現実、この9月からのところで、全ての6校の中では、前回の定例のときにもお話ししたとおりで、持ち帰って、全部の児童・生徒が一旦自宅に持ち帰って、学校との接続は全てやっているわけですから、そういう意味で言うと、これから先に何かあったときには、まず学校から授業を配信できるということがまずオンライン授業の一つの考え方にもなると思います。ただ、それが起きなければ、逆に言うならば、校内に多くの生徒が登校しているとしたら、もともとの在り方ですね、一人一人がPCあるいはタブレットの中で課題を解決をしながら、それを学校の中の前にいる先生たちが、先生として生徒の考え方を収集をしたり、それを収集した

ものをまとめて発表したりとか、そういうようなことをしていくというところで、あくまでもオンラインというのは自宅と学校をつなぐだけではなくて、パソコンとパソコンをつなぐ、それは1対1ではなくて、1対多であったりとかですね、そのような形での授業変革を行っていくというのが根本的なオンライン授業の在り方だというふうに思っています。ですから、それは校内だけにとどまらず、町外あるいは世界ともつながっていくという形のオンラインであるというふうにお考えいただければと思います。

それから、不登校の生徒さんたちに対してですけれども、これは本当にある意味でコロナというところで、たくさんの生徒さんたちが来れなくなったところが、学校の教員にとってはやらざるを得なくなったところがあるわけですが、不登校の生徒さんたちが、この前も少し申し上げましたが、2つのうちの中学校の1つの中学校の中では、ふだん学校に来れない生徒も自宅からオンライン授業に参加ができたという報告を受けています。そういう中で言うと、学校に、つまり校舎には、あるいはクラスの中には入れない子たちも、オンラインでの画像の中、自宅のところからそこに入っていくことはできるという子たちがいるというのは、これはまさしく分かってしまったわけですから、不登校の生徒さんたちにも国は、あるいは当然町がそこに当然財源的には絡んでいますけれども、一人一人のパソコンは存在しているわけです。ですので、不登校の子たちにはパソコンを自宅に持って帰ってもらって、そこで通常の授業をごく普通に配信をしてあげるということだけは、もう今できるということが学校分かっていますので、不登校の子たちがそれを望むならば、学校としてやれることはできるだけやってあげるべきだというふうに思っています。

ただ、文科省のところで、文科大臣替わりましたが、前大臣のときからそうなんですけれども、通知等々で、オンライン授業で参加したものは出席扱いにはならないんですね。あくまでもこれについては、文科のほうは物の言い方としては、出席停止と同等の形です。ですので、出席停止の欄の欄外に、これだけ授業に参加しましたというものを書きなさいと。これは文科省としてこれから先にさらに考えると言っていますけれども、出席ではないけれども、かといって、しっかりとオンラインでは授業に参加したよということを指導要録、あるいは調査書等々に書いていくことで、その児童・生徒に不利益にならないようにという形の措置は現在取れという指示は出ているというところまではお話を申し上げておけると思います。

学校教育課、特に何かございますでしょうか、オンラインの考え方について。では、よろしくをお願いします。

学校教育課指導主事) 9月からの学校再開に当たって、オンラインの実施状況について説明をさせていただきます。

両中学校では9月の学校再開から緊急事態宣言が解除されるまでの期間に関しては、ほぼ午後の2コマをオンライン授業という形にして、全教科でオンライン授業を実施

したところでございます。

小学校に関しては、全小学校で一度は端末を持ち帰り、先生とMe e tを使ってやり取りをする。または、先生からのメッセージに対してメッセージを返すというような体験を実施しておりますので、一度はどのお子さんもオンラインで学校とのやり取りを経験してるという状況になります。

その後引き続き、感染不安等で欠席するお子さんに対して、授業の配信をしたり、課題をオンラインで配付して、さらに放課後に質問の時間を設けたりという形で、学校ごとに感染不安等のお子さんに対して対応しているという現状です。

教 育 長) 現状をお話いただきました。小峰委員、いかがでしょうか。

小 峰 委 員) もう少し詳しく伺いたいのは、いわゆる、先ほどの教育長のお話の中で、6波が、第6波が到来したときに備えてというお言葉があったので、そのときにはどのようなオンライン授業を想定して教育長がお話しされたのか、あるいは教育委員会として、例えば1日に2時間ぐらいのオンラインの配信で第6波を1か月乗り切るとかでは、何ていうのか、学習を保障したことにはならないのかなと思うのですが、先のことをどうお考えになっているのかなと思い、質問させていただきました。もう少し付け加えてお話し頂けたらと思います。

教 育 長) 想定値の中で東大が出した2月のところの最大1日1万人以上になるだろうという、そんなふうには絶対なあってほしくないんですが、なった場合には、恐らくまた緊急事態宣言が発令されて、今度の場合は恐らく同じような形で学校を止めざるを得ない状況になる可能性があります。そうなったときには、先ほど指導主事から話があった、今回の場合は1日のうち2時間でありましたが、学校に一切来れない状況があったとしても、パソコンを持って帰らせるという状況のところの訓練はもうできていますので、学習を遅らせるわけにはいかないということになれば、高等学校がほぼほぼやったのと同じような形、基本的には全授業について教員はクラスで授業を配信する、全ての授業はオンラインで配信をして、生徒たちはそのオンラインの中に入ってきて、質問等を含めてやり取りをしていくという形をできるということを想定してくださいという意味で申し上げております。

小 峰 委 員) 分かりました。ありがとうございます。

教 育 長) 何か学校教育課ありますか。よろしいですか。

学校教育課指導主事) 今の方向を目指していきたいと思います。

教 育 長) では、1点目、これでよろしいでしょうか。

小 峰 委 員) はい。

教 育 長) じゃあ、2点目のほうです。運動会のところの関係。ほかの学校のところの、学校の運動会の形態、もし分かればということと、それからマスク、外での活動でのマスクの現状、指導等についてお話しください。学校教育課、お願いいたします。

学校教育課長) 今後予定している運動会、体育祭については、まず今週の金曜日に葉山中学校が実

施する予定です。小学校についても今週の土曜日に長柄小学校、上山口小学校、翌週は葉山小学校、さらに11月には一色小学校が予定をしております。

中学校・小学校ともに、来賓はなしということを以前申し上げたと思います。保護者の参加については各校1世帯2名までとなっております。

競技種目に関しては、なるべく子どもたち同士が接触を極力しないよう競技を工夫しております。種目数もかなり厳選をして、全て午前中で終わるよう、半日日程で行います。また、葉山小に関しては人数がかなり多い状況ございますので、2部制にして、入替え制でやるというふうに聞いております。

教育委員会としてどのような形でそれぞれの学校が実施されているかを確認する必要がありますので、私どもで手分けをしながら参観に行っていく予定でございます。

マスクの部分に関しましては、基本的に運動時は外していいということで文科省からも連絡が来ておりますので、特に運動のときには外す場面もあろうかと思っております。ただ、どうしても応援合戦など、声を出すような部分や少し密集するような競技や開閉会式等に関しましては、必ずマスクを着用するよう確認をしています。

教 育 長) 小峰委員、いかがでしょうか。

小 峰 委 員) 分かりました。2部制にして、午前中に開催したり、あるいは入替えはないけれども、全部午前中ということで受け止めればよろしいわけですね。保護者はどこもみんな1世帯2人までということで、いいですか。分かりました。ありがとうございます。

教 育 長) では、3点目のほうのところですが、小学校の民間の水泳の評価についてのところでご質問がありました。これも答えていいと思いますけれども。まず、伺っているところで私のところから、また後ほど教育総務課長のほうからも話があると思っておりますけれども、議会でもお答えをしていますけれども、実際問題のところ、今回の民間施設のところでの水泳については、児童の方々、それから保護者の方々からは、非常に好評だということ伺っています。これはある意味ではしっかりとインストラクターの方が水泳を教えてくれるということがあるということ。逆に言うと、その分、安心・安全もそこで担保しているということが保護者の方々や児童にも伝わっているということではないかというふうには思っています。

現実的などころで話を聞いているのは、学校教育課、教育総務課、両方ともあると思いますが、教育総務課のほうからののがよろしいですか。どちらがいいですか。教育総務課長、お願いします。

教育総務課長) 水泳授業に関しては教育長のお話のとおりだと思います。

施設面の今後については、やはり各学校、それ以外の学校もですね、老朽化が著しいというところがありますので、今後の学校のプールに関しては、今、葉山町役場のほうで進めている町の公共施設全体の中で、学校施設、校舎、プール、体育館等々ですね、今後どういう形、在り方が適当なのか、議論をした上で学校プールに関しても

一定の結論を出し、民間を継続的に使うのか、学校プールを集約化していくのか、様々なことを検討したいというふうに思っています。

教 育 長) 学校教育課、特にありますか。お願いします。

学校教育課長) 水泳の指導の部分に関しては、本当、教育長もおっしゃったとおり、質的な部分はかなり担保されてると思います。量的な部分で言うと、日数的な部分であったり、時間的なところは、学校で晴天が続いた中でもし行うことができれば、若干民間利用のほうが少なくなろうかと思えます。しかし、時間内、目いっぱい、子どもたちがへとへとになるぐらい練習できておりますので、かなりそこはプラマイゼロというか、さらにプラスの要素が多いと考えております。

教 育 長) 小峰委員、よろしいでしょうか。

小 峰 委 員) 分かりました。私も民間施設を使った水泳指導は、今後全ての学校で行うことのほうが適切ではないかなと、前々から考えています。学校の水道の使用料とか、いろいろなメンテナンスの費用面のことについて考えてもメリットは大きいですし、民間の施設を使うということは、別に夏に限らず、年間を通して使えば、時期を考えてスケジュールを組むこともできますし、雨で中止とかね、水温が低いために中止ということもないので、メリットは大きいと思っています。私の個人的な考えですけども、やはり各学校でそれを進めていくような方向性があるといいなと思っています。

教 育 長) 3点お答えを差し上げました。この件はよろしいですかね。

ほかにご質疑ございますでしょうか。下位委員、お願いします。

下 位 委 員) 先ほどの鈴木委員のお話に少し関連するかもしれないですが、校長会のお話伺った中でいじめG I G A関係ということがありました。G I G Aスクール端末を使った、それが関与したいじめということももちろん大事なんですけれども、ちょっと最近忘れられていると思うのが、やはり生徒、児童・生徒の持っている自分のスマートフォンなりで使っているSNS。私もよく先生方とSNSの話したことがあるんですけども、学校の先生ってやはりSNSをほとんど理解してない方が多くてですね、これは突き詰めていくと、先生という仕事をしているので、SNSはやらないという方がどうも多いような気がしています。SNSって一言で言いますが、フェイスブックあり、インスタあり、ツイッターあり、LINEあり、クラブハウスあり、動画系であればティックトックがあつて、ユーチューブがあつてという、種類もありますし、特性もありますので、その辺りを何か先生方に理解をしていただくような機会をつくっていただけたらいいなというふうに思っております。

子どもたちが例えばツイッター上でいじめですとかトラブルがあつたといったことがあつたときに、それを指導する担任がツイッターをやつたことない、となると多分指導のしようがないと思うので、そういった部分を含めて何かしら、保護者もそうだと思うんですけども、知る機会をつくっていただけたらいいんじゃないかなというふうに思いますので、お願いをいたしました。以上です。



教 育 長) SNSについてはもう下位委員がおっしゃるとおりで、一定の物の考え方、つまり、スマートフォンの手前あたりからですかね、ツイッターあたりが大半はやり始めた頃から、教員はSNSをやらないという方向性に自ら向かう人たちが多くなったのは事実ですね。これは自分自身が発信することが基本的に趣味のところには止まっていればいいんですけども、教員の場合には、いわゆる守秘義務含めて、校内のことというのがたくさん自分の身の回りであって、それを仮に発信した場合には非常に問題が大きくなるということがあるので、これ駄目ですよという方向性に教員の指導に対して向かった時期があります。よって、先生たちは自らSNSに関わらないという人たちが増えているのも、下位委員がおっしゃったとおり事実だと思います。

ただ、一方、これだけ児童・生徒が使うようになっているにもかかわらず、教員だけがそこを知らない、触りたくないというのも、これもまた困った話でございますので、これ学校教育課のほうとまた相談しながらですけども、PTAも含めてですね、SNSというものがどういうものであるのかのレクチャーをしていく機会を設けるべきだというのは、下位委員おっしゃるとおりだと思います。何か起きたときに誰も分からないというのは非常に困るところがありますね。ですから、そうでない形の部分を教育委員会としてしっかりと持っていくべきだろうというのは、おっしゃるとおりだと思いますので、少し教育委員会として考えさせていただいて、できるだけ早めに何らかの研修会なりというものを立てていくということをさせていただければと思います。当然、下位委員もご参画いただけるとありがたいかもしれませんし、知り合いのところでも幾らでもそういうことをやってくれる人間たちはいますので、少し考えさせていただきたいと思います。ただ、あまり放置できる話ではありませんので、できるだけ早めにやらせていただくような形で検討させていただきます。

学校教育課、それでよろしいですか。

ほかにご質疑ございますでしょうか。

ご質疑がなければ、これにて質疑を終結します。

以上、教育長の報告事項については、これをもって終了とさせていただきます。

(報告第4号)

教 育 長) 日程第3に移ります。日程第3、報告第4号「教育長の専決事項について」を議題とします。

報告について、教育部長、説明をお願い申し上げます。

教 育 部 長) 報告第4号 教育長の専決事項について。

葉山町教育委員会事務局等の職員の任命について、専決したので報告します。

(別紙)

令和3年10月20日提出

葉山町教育委員会

教育長 稲垣一郎

提案理由

葉山町教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項第1号の規定により専決したので、同条第2項の規定により報告するものです。

なお、人事異動の内容については別紙のとおりでございます。以上です。

教 育 長) これより質疑を行います。質疑等ございますでしょうか。

よろしいですか。ほかにご質疑等ないようなことでございますので、これにて質疑を終結します。

以上、報告第4号「教育長の専決事項について」は、これをもって終了とさせていただきます。

(報告第5号)

教 育 長) 続いて、日程第4に移らせていただきます。日程第4、報告第5号「教育長の事務代理に係る報告について」を議題とします。

議題について事務局に対して説明を求めます。教育部長のほうからで、まずよろしいですか。

教 育 部 長) 報告第5号教育長の事務代理に係る報告について。

令和3年度葉山町教育予算（一般会計補正予算（第4号））について、教育委員会の事務を臨時に代理したことについて報告します。

(別紙)

令和3年10月20日提出

葉山町教育委員会

教育長 稲垣一郎

提案理由

新型コロナウイルス感染症対策環境整備費用について、第3回議会定例会に補正予算（第4号）を計上したことに伴い、葉山町教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第2項の規定により教育委員会の事務を臨時に代理したので、同規則同条第3項の規定により報告するものでございます。

補正予算の内容につきましては、先ほどの教育長の報告でもありましたとおり、新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組等に対して、地方創生臨時交付金が交付されたことを受けまして、教育委員会の所管する南郷上ノ山公園、しおさい公園及び博物館並びに図書館の感染症対策として、非接触型検温消毒噴霧器の購入、併せて洗面所及び小便器の自動水栓化工事に係る費用を計上させていただいております。

また、小・中学校の感染症対策といたしましては、職員室などへのパーティションの購入費用、中学校においては昇降口に設置するサーマルカメラの購入費用を計上させていただいております。

併せまして、小・中学校のオンライン授業強化のため、タブレット端末の追加整備費用を計上させていただき、総額といたしましては 1,234 万 9,000 円を計上したところでございます。

なお、本件につきましては 10 月 13 日、議会本会議にて既に可決を頂いてございます。以上です。

教 育 長) ありがとうございます。補正予算関係でございますけれども、ご質疑ございますでしょうか。

ちょっと補足しておきますと、サーマルカメラとかいろんなこともそうなんですけれども、ようやくこれで職員室にパーテーションがついたことについては、本当にありがたいことです。職員室は、行っていただくと分かると思いますが、非常にやっぱり密着している状況、机を隔てて、本当に普通の行政の事務よりもですね、人口密度が高いというんですかね、そういうところが多いでございますので、これまでも特に葉山はよかったですけども、高等学校の中では職員室の中で、それこそクラスターが起きたところの学校は相当でございます。そういう中では、今後のところで職員室も少し安心になりましたし、それから特別教室等々についても、これでパーテーションがつきますので、実験等々のところでも安心してできるだろうと。

それから PC については、私が赴任してすぐのところで学校教育課とも話をしましたが、いわゆる全員の職員が持っていない状況での昨年度配備だったことについては、これはやはり何とかしなければいけないねということを経験してきてきたところなんです。さらに言うならば、故障対応をどうするんだということについても、非常にこれもロジックが成立していなかったところなんですので、ここでしっかりと国のほうの予算を使いながらですけれども、しっかりとこれで配備をできたところで、何かあったときにも学校も教育委員会もあせることもなく、しっかりとできる状況になったのはありがたいことだなというふうに思っています。議会を含めてですね、ご承認頂いたことは感謝申し上げたいと思います。

ご質疑等なければ、これにて終結をさせていただきます。

それでは、報告第 5 号を承認することにご異議ございませんでしょうか。

委員 全員) 異議なし。

教 育 長) ご異議なしと認めます。以上、報告第 5 号「教育長の事務代理に係る報告について」は原案のとおり承認をされました。

(その他)

教 育 長) 続きまして、日程第 5 「その他」についてを議題といたします。

議題のその他の関係、何かございますでしょうか。鈴木委員、お願いいたします。

鈴 木 委 員) これ、前にもちょっと触れたんだけど、県のわいせつ事案が非常に増えていると。今年度でもう 5 件、去年が丸々 1 年で 5 件だそうだ。これ、県の教育長、大変だろう

と思うんだけど、たまたま新聞に出ていたのは高校生なんだけど、どうしてこれが減らないのかが俺はちょっとよく分からないんだけど。指導主事が一番分かる。どう思う。

教 育 長) 羽生指導主事、個人的な考えで結構です。

学校教育課指導主事) 日々の激務の中のストレスのはけ口を上手に見つけられる教員たちは、そのようなことにはならないと思うんですけど、やはり職場環境やいろいろなところで、一人で抱え込んでしまったり、はけ口をうまく見つけられないというところのストレスがそういういったよくない方向に行ってしまうのかなど。私たちは日々本当にいろんなところで不祥事防止研修など、私も現場にいたときにもずっと受けてきましたし、やっぱり現場にいるときもそういうことがないようにお互い声をかけ合えるような、そういうありがたい職場で働けてきたので、きっとそこで起こったら何でなんだろうという気持ちにはなると思うんです。でも、やっぱり推測するには、先ほど申し上げたようにいろんな精神的に抱えているものを外にうまく出せないという状況で、そういうことになってしまうのかなと私は考えます。以上です。

鈴木委員) 男性である大黒指導主事にも聞きたい。

教 育 長) 大黒指導主事、いかがですか。

学校教育課指導主事) こういった不祥事に関しては、もともとの教員の特性という部分と、あとは今、羽生指導主事がおっしゃったようなストレスという両面があるかと思います。不祥事防止研修の中で、ストレスというような部分に関しては、防止していけるところかと思えますので、まずはそこから取り組んでいくといいのではないかと思います。

鈴木委員) ストレスなんて、みんなあるんだよ。どこの世界でも今の時代にね。大事なのは、どこの線で越えられるか越えられないかのポイントを自分で決められるかだと思う。極端に言ったら、病気なんだよ、ある意味で。要するに、一回病気が発現したらね、治らない。だから、その病気が発現しないように、どう自分がコントロールできるかね。新採用の先生たちに言うのは、教育者としてのモラルというのは、すごく大事なんですよ。一般企業人のモラルとは違う位置なんですよ。一段も二段も高い位置にモラルを置かなきゃいけない。そういう考え方の欠如が1つあるだろうと。

それから、羽生や大黒が言ったことももちろんそうだろうと思うよ。その一線を越えたらいけないという部分を、自分がきっちり守らないと許容範囲を越えたら、これは病気じゃ治らない。早くそれを校長なりが、教頭なり、どこまで勘づくか、なかなか難しいんだけど。だから、要注意じゃなくて、もう完全に教員なんか辞めさせないと、絶対無理なんだろうと。

私はこの事案に関してはね、非常に教育長も大変だろうと思うしね、何度も触れているんだけど、何せ自分がほんの一時、自分の欲求を抑えきれなかったことによってね、せっかく一生懸命頑張って教員になってやってきたものが、一遍に吹っ飛ぶ。だから、教員はよっぽど自分の欲求を満たすことによって将来が全部潰れてし

まうんだという意識をね、もっと教員の人は持ってもらいたいなというふうに思ってるのね。なかなかこれ、個人のことなので、何とも言えないんだけど。これは気をつけていかないと、その人間の一生、その教員の一生を駄目にしてしまうので、僕は非常に気にしているところなんです。

えてしてね、大黒や羽生が言ったように、どっちかというストレスがたまって云々というんだけど、教員じゃなくたって、みんなストレスたまっているんだ、今ね。これは子どもたちもそうだけど。その理由がいろいろあるだろうけど、本質は自分のマナーをどこに置いておくかなんですよ、教員の。そこをね、もう一回、何度でも、これは教育長にお願いしておくしかないんだけど、校長会でね、常にこの問題を触れていかないと駄目。そうしないと絶対に減らない。それを失敗したら、痛い目に遭うということ。ものすごく痛い目に遭うということをね、もう一回自覚してほしい。これはちょっとお願いで、ひとつよろしくお願いします。

教 育 長) 少しコメントをさせていただきます。県教育委員会にいるときから常に、現教育長の桐谷教育長の前の段階のころからですけれども、校長会議でも常に話をしていますが、全国全ての小・中・高の学校のところで、わいせつ事案はこの30年間ぐらいですかね、止まったことがないんですね。これ、どうしていくのかということについては、本当に教育界の中のところの管理者にとって非常に頭の痛いところです。現実的に、いわゆる加害に至った人間たちと、かつて話をしたことが私はありますけれども、大体の場合、最終的に彼らのところの、鈴木委員がおっしゃったとおりのところに多分たどり着くんですが、認識が非常に甘い。最終的に言うのは、バレないと思ったという感覚がどこかに存在しているんですね。自分だけは大丈夫だと思っているんですよ。僕だけは必ず逃れられるという意識を持って動いていますね。ここが非常に大きな問題です。常に管理者としては、学校長はですね、事あるごとに常に常に、何があっても耳にたこができるほど、鈴木委員がおっしゃったとおりの、何かあったときには、あなたは懲戒免職になるんですよということは、もう本当に口酸っぱく、これは年間にどれだけこの話をするかというぐらいに話をしているんですが、残念ながらその人間たちには、その言葉が実感をもって捉えていないという事実があるようです。ですので、僕は、俺は、私は大丈夫だという論理にそこでたどり着いてしまう。結果として実行行為が行われているというのが、これまでの加害の人たちのほとんどのところの共通意識です。そこにくさびを打ち込むことというのを、どうやってやっていくのかということは、本当に難しい部分があります。

県の教育長ともずっと話をしてきている中では、よく話をしているのは、やっぱり鈴木委員がおっしゃったとおりで、とにかく言い続けるしかない。これはそれしか多分手はないだろう。手を変え品を変え、文章にする、あるいは映像にする、校長みずからが話をする、経験談を話す。とにかく共有をして、問題が大きいんだというところについてを、繰り返し繰り返し繰り返ししていく以外に恐らくない。

さらに言うならば、これが人ごとでなくするためのいわゆるレクチャーの方法というのは、どこにそのポイントがあるのかということについても、非常に難しいところです。経験を持っている校長は、比較的実体験をもって、本当に大変だった周辺状況までを話をします。ですので、そこにいる職員たちは通常の、やっちゃ駄目ですよというレベルの話だけではなくて、起きたスタートラインから最後のところの懲戒免職に至るところまで、全て話ができるので、非常に実感をもって話ができるんですが、残念ながらというか、そこに立ち会う人間が、変な話ですけども、ないほうが事故が起きてないわけだから、いいわけですよ。ところが、実体験を持ってない人たちの話というのは、やはりそこには伝聞と推測で物を言うことしかできませんから、やはり残念ながら、実体験をきっちり相手に伝えていく、具体例を持って話をしていくということが、なかなかしづらい。ここにはなかなか大きな問題はやっぱりあるかなと思ってますが、ぜひですね、いい形でこれから先もレクチャーをしていく方法だとか、そういうところについてはちょっと模索をしながらですね、葉山だけではなくて、全国のところの小・中・高全てのところからこういう事案がなくなるためには、私たちはまたそれで考えていくべきだと思ってますし、鈴木委員のおっしゃるとおりだと思いますので、また頑張らせていただこうというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

その他案件、ほかにいかがでしょうか。水沢委員、お願いします。

水 沢 委 員) 今の話題につながるのかどうか、すこし疑問ではありますが、LGBTQの意識というものを共有しなければいけない。すごく大事な課題だと思うのです。そのときに単純に男女の問題だけではない。様々な個々人の欲望、それを満たしたい。それは一種人間の生きがいにもなる場合もあるということでもある。やはり教育の枠組みの中で教えていくという必要があります。正しい欲望の在り方です。食欲もなくなったら死んでしまうわけです。睡眠欲がなくなったら神経がおかしくなってしまう。欲望はあって当然なわけですね。それを教育の中でバランスのとれた在り方、理想像とはどういうことかということ、例えば性教育もそういうものだと思いますけれども、それは生徒に対して行うだけじゃなくて、一緒に教員の間でも研修的に行わなければ、緩やかな発想のプログラムというのは、やはり今、どのような形で検討されているのか。すごく初歩的な質問ですけども、もう少し枠を大きく考えた上で、対処を考えていく必要があるのではないかと思います。

教 育 長) 高校の話は後でさせていただきますけども、現状のところ、葉山の小・中のところでLGBTQを含めて、いわゆる性教育の研修系、これは教員に対する研修系、それから児童・生徒に対するもの、これがどうなっているかという具体がもし話すことがあれば、学校教育課のほうからお願いできればと思いますが。じゃあ羽生指導主事。

学校教育課指導主事) 葉山中学校が人権教育の県の研究校としてなっております、今度10月、来週発表が、県で発表があるんですけども、その2年間の取組の中で講師を招いてLGB

TQについて、教職員向けに研修をしたという報告は受けております。以上です。

教 育 長) 小学校とかは、どうですかね。人権研修が、いわゆる人権研修の一環として、LGBTQを含めてね、教員サイドに対して年間の中での必須項目で、校内研修をするというのを位置づけられていますよね。いませんか。

学校教育課長) それはないですね。

教 育 長) じゃあ、現状何かもし、さらにあれば、お答えいただけますか。

学校教育課長) 町の先生方も、LGBTQの問題は、すごく関心を持たれています。県の主催するこういった研修に積極的に参加をされている先生方が非常に多いです。葉山小学校が道徳を中心とした校内研修で、こういった人権を含めた道徳教育の充実に関して、LGBTQの研修も重ねて実施していらっしゃいます。また、葉山小の先生方に限らず、多くの先生方が研修に出向かれており、町のLGBTQの研修に学校の先生方が参加をされております。

また、羽生も申し上げましたが、葉山中学校が人権教育の研究指定校を受けておりまして、今年度発表することになっております。研究を受けた取組を通して、教職員の言動・立ち振る舞いこそ人権教育の最高の教材になるという姿勢で、今取り組んでいただいております。現に少し性に違和感を持つお子さんもいらっしゃる中で、葉山中学校では1階にみんなのトイレとして、性別関係なく利用できるような取組を工夫して行っております。かなりの分野に関しては、多様性を認め合う子どもたちを育成するという理念を持って各校教育の推進を図っております。

教 育 長) 高校の実態をお知らせしておきますと、高等学校の場合、義務よりもさらに実際のところでの、水沢委員がおっしゃられたLGBTQを含めてですね、人権教育、さらにそれから差別的な物の考え方の制御ですとか、それから場合によっては薬物に関することも含めて、レクチャーを必ずすることに、年に必ず1回は必ず外部講師を呼んでやるのが位置づけられています。さらに言うと、それが毎回ではないですけども、3回に1回は研修のところに出た教員の参加型のレクチャーというパターン。あとの2回は講師のところのレクチャー型ということなんですが、少なくともですね、現状今どうなっているかのところで、参加型の研修に参加すると教員は非常に自分の主なこととして、いろんなことを考えることというのが多くなります。ですので、葉山の中でそれがどこまでできるかというのは、ちょっとまた検討させていただきますが、できれば特定のところのレクチャーをしていただける参加型のことをやっていたらいい団体、NPO団体も多々ありますので、少しこういうことがね、積み重ねがもしかすると水沢委員おっしゃるとおりで、先ほど鈴木委員がおっしゃっていただいたような、いわゆるよろしくない事案のところにつながるようになっていくと思いますので、少し検討させていただいて、できるだけ校内のところで何ができるかということで、それを毎年必ずどこかで位置づけて、大きくお金をかけてやることができるかという、またそこは難しいかもしれませんが、葉山にはそれなりの人的な資源

がたくさんありますので、やっていただける方もいらっしゃるかもしれませんが、そこも追記をさせていただければと思います。そんな形でよろしいでしょうか。

水沢委員) はい、ありがとうございます。

教育長) ありがとうございます。ほかに何かご質問ございますでしょうか。鈴木委員、お願いいたします。

鈴木委員) 虫賀課長にちょっとお聞きしたいと思います。一色小のね、支援教室にエアコンがないの。

教育総務課長) 支援教室が増えるという話は聞いていまして、そのスペースにエアコンがないので設置という話は学校から聞いていますが、それ以外は承知していません。

鈴木委員) これ、一色小から上がってきているんだけどさ。支援教室じゃなくたって、今、エアコンなきゃ授業なんかできないよ、暑くて。

教育総務課長) 鈴木委員おっしゃられるように、エアコンに関しては必要な箇所に全てつけるという方針で動いていますので、学校から要望されれば、取替えも含めて全て対応していると思います。

鈴木委員) 今年の要望で上がってきているかな。一回確認して。一色小で上がってきてる。それからもう一つ気になったのはね、南中に網戸がない。これはサッシの構造上、網戸を設置できないのか。

教育総務課長) おっしゃるとおりです。

鈴木委員) 方法はない。

教育総務課長) 非常に不安定な形で、外れやすい状態であれば、後付けみたいのも、場所場所で6校あるうちになくはないんです。ただ、非常にああいうアルミサッシに外付けの網戸だけをつけるというのは、とても不安定ですね。ですから、開け閉めが多いような場所には正直向いてない。そうなると、やはり建具ごと全てということになると、やはりコストとのバランスもあって、なかなか難しいところがあったなというふうに思います。

鈴木委員) 外につけるのはね、確かに風か何かで落ちちゃうということもあるだろう。内側につけるということはできないか。補助して、二重サッシなんかをやるやつは中側にやるだろう。ああいうふうに中側につける。全部の箇所をやれというんじゃなくて、例えばこれだけあったら、これ1か所だけやるとか。内側につけるんだったら大丈夫だろう。

教育総務課長) おっしゃられるように、箇所を限定すれば、費用の問題も含めて、技術的に検討できるんじゃないかなとは思っています。ですから、あとは学校とよくよく話を聞いてみないと分かりませんが、細かい事情を踏まえて対応を少し考えようというふうに思います。

鈴木委員) 前から換気の問題を言ってるんだけど、換気をするためには、網戸、どうしても欲しいわけよね。だから、例えば3つつけなくてもいいから、1つつけるとかね。かな



り前にも言われてね、今、虫賀課長が言われたように、設備の問題でそうなっているんだと思ったんだけど、ここまできるとちょっとやっぱり、それも換気の問題があまりないのはちょっと嫌だなと。一回検討してみてよ。サッシを全部換えるというのはね、無理。コンクリートにくっついていてサッシをね、取り替えるの、ものすごい大変。サッシ自体も重たいから。だけど、内側に網戸をつける分については、今、プラスチックの枠も結構あるからね、いけるんじゃないかと思ってる部分があって、費用ももちろんかかるんだろうけど。一回ちょっと検討してみてよ。

教 育 長) 一旦教育総務課長と私もその話、したことがありますですね、やっぱり網戸についてのところはどうやってつけるか。鈴木委員おっしゃったとおりで、外側につけると落下の危険性が非常に高いので、非常に厳しいものがあるかと思います。今後のところでうまくそれができるかどうか、一度検討させていただくということで、よろしいでしょうか。

鈴 木 委 員) ぜひお願いしたい。虫賀課長、よろしくお願いします。

教 育 長) ほかに、その他案件ございますでしょうか。下位委員、お願いします。

下 位 委 員) 生涯学習課長に伺いたいんですが、先走っているかもしれません。今年の成人式、どんな計画か教えていただけますでしょうか。

生涯学習課長) 一応、明日ですね、第1回の実行委員会を開催いたします。その中でまた実行委員の皆さんと話しながら、どういった形でやっていこうかというのを決めていきたいというふうに思っております。

下 位 委 員) ありがとうございます。

教 育 長) よろしいですか。ほかにございますでしょうか。よろしいですかね。

ないようでしたら、主な行事予定について、教育部長のほうからお願いを申し上げます。

教 育 部 長) 10月22日、葉山中学校体育祭。

23日、上山口小学校運動会、長柄小学校運動会。

30日、葉山小学校運動会。

11月13日、一色小学校運動会。

17日、定例教育委員会(予定)。

22日、教育委員学校視察(長柄小)。

24日、同じく教育委員学校視察(南郷中)でございます。

11月17日、定例教育委員会の予定はよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、10時の予定ということで、よろしくお願いたします。以上です。

それでは、以上をもちまして本日の日程は全て終了しましたので、これにて閉会といたします。時刻は11時31分です。